

2021年7月20日
全国港湾21 発第5号

四役・中央執行委員
各 単組委員長 殿
地区港湾議長(委員長)

全国港湾労働組合連合会

中央執行委員長 柏木公廣
安全対策委員長 真島勝重



揚貨装置の安全点検の取り組みに関する指示、
及び、インシデント船としての通知の取り組みについて

21年6月3日に横浜港において、ギアハルク社運航の本船「GREBE ARROW号」において門型クレーンを使用してアルミンゴット24個巻揚荷役中に、吊り上げスプレッドが落下する事故が発生した。人身事故に至らなかったが、重大事故に直結する危険性があった。

事故は、全横浜港湾より直ちに報告があり、関係港への連絡、入港時にサーベアによる点と作業前点検の徹底などの当面的な対策とともに、事業者とともに船主による事故原因の究明などの取り組みを進めていた。当初は、ワイヤの切断が原因とされていたが、本船機械メーカーより、ワイヤボックス内のシャフトが何らかの原因で折れていたことが判明した。これは、目視など作業前点検では確認できるものではなく、仮に、作業前の試運転で問題がなくとも、作業中に起きることがあり得ることである。また、事故の起きた本船の同型船が計7隻あることが判明しており、全国港湾として、これらをインシデント船として、厳しい監視による安全確保が重要と認識している。

現在、当該本船についての原因究明と対策が行われているが、中央労使安全専門員会でも認識を共有し、日港協に対して安全点検を要請しているところである。

先に開催した第14回中央執行委員会は、事態を重く受け止め、日港協・各地区港運協会の点検活動を待つことなく、組合側独自ですべての揚貨装置の点検活動に取り組むことを併せて確認した。

については、各単組、地区港湾は、次の取り組みを実施するよう指示する。

1. 各単組・地区港湾は、下記の要領にて当該港における揚貨装置の点検・パトロール活動を実施すること。

- (1) 事故を起こした本船は、同型シリーズ船で、本船名は下記の通りであり、船主・運航船社及びサーベアによる安全確認が行われない間は作業しないことを徹底すること。また、安全確認を行った場合は、舷門に「安全確認証」を掲示するよう取り組み、本船側責任者とフォーマンによる確認を求めること。

同型船名 GREBE ARROW、KITE ARROW、MANDARIN ARROW、
MERLIN ARROW、PENGUINN ARROW、
PLOVER ARROW、WEAVER ARROW、 以上7隻

- (2) 上記のギアバルク社運航船について、安全点検未終了のまま強行荷役が行われるような場合は、当該地区港運協会・元請け事業者を通じて直ちに作業を止め、安全確認を実施させること。その場合は、全国港湾安全専門委員会に報告すること。
- (3) 上記本船以外の在来船をはじめとした本船ギア、及び陸側揚貨装置を含め、すべての揚貨装置についての安全点検を行うこと。
- (4) パトロール行動の方法については、地区港湾議長(委員長)、並びに、当該港の単組組織責任者に委ねる。したがって、各単組は、地区港湾の取り組みに関する縦指示、及び、当該組織内に対する取り組み指示を行うこと。
- (5) なお、その他不明な点、問題が発生した場合は、全国港湾安全専門委員会に連絡のこと。

2. 具体的取り組みと報告について

- (1) 取り組み期間は、本状発出後、中間的報告を含め、8月末までとする。
- (2) 各単組、地区港湾は、安全専門委員会に対し、下記の事項を要件とする点検・パトロール報告をメールなどで、9月10日(金)を目途に文書報告を行うこと。

報告要件 ① 行動実施日

② 対象本船の隻数及び本船名

③ 点検の結果において判明したこと

- ・ 問題(不安全)のあった点(箇所)
- ・ 改善・改修を申し入れたこと(本船名・改修箇所)
- ・ その他の特徴的事項

- (3) なお、取り組み期間中であっても、問題のあった本船については、直ちに安全専門委員会に報告し、これを受けて専門委員会は、日港協及び関係港にも周知し、事故を未然に防ぐ対処を行うこととするので、これを徹底されたい。

以 上